

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び新規提供が決定された件

(防衛一三〇)

○防衛省告示第三百三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び新規提供が平成二十一年七月十四日次のとおり決定された。

平成二十一年七月十五日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
------	-----	------	------	---	---

五二二〇	日出生台・十文字原	由布市	公有	土地：約三一、〇〇〇平方メートル	
------	-----------	-----	----	------------------	--

演習場

平成二十一年六月十八日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
------	-----	------	------	---	---

二〇〇一 三沢飛行場

三沢市

国有

土地…約一五、〇〇〇平方メートル

航空自衛隊が庁舎建設用地として共同使用する。

二〇〇一 三沢飛行場

三沢市

国有

土地…約一六、〇〇〇平方メートル

航空自衛隊が誘導路建設用地及び付替道路建設用地として共同使用する。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1 北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒

- 2 北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
- 3 北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
- 4 北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十一年七月十七日から同月二十九日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。